

業務委託 企画提案競技実施要項

本要項は、「福岡市ヴィーガン等食の多様性推進事業委託」にかかる、契約相手方候補の選定について必要な事項を定めるものである。提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行うこと。

I 業務委託契約の概要

- (1) 事業名称
福岡市ヴィーガン等食の多様性推進事業委託
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務仕様書
資料1「仕様書」のとおり
- (4) 事業費上限額
2,233万3千円（上限額、消費税及び地方消費税含む）
※上限額を超える場合は、失格とする。

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと。）
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者そ

の他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和7年6月13日(金)
(2) 質問書締め切り	令和7年6月19日(木) 12時
(3) 質問回答	令和7年6月20日(金)
(4) 参加申請締切	令和7年6月27日(金) 17時
(5) 企画提案書締切	令和7年7月 4日(金) 15時
(6) 提案競技選定委員会	令和7年7月 9日(水)
(7) 事業者決定および通知	令和7年7月10日(木) (予定)
(8) 契約締結	令和7年7月10日(木) 以降

※ 提案競技選定委員会はウェブでの開催を予定しています。

4 提案に関する問い合わせ(質問書提出)

- (1) 質問書提出期限
令和7年6月19日(木) 12時まで
- (2) 質問書提出先
福岡市経済観光文化局観光コンベンション部クルーズ課
TEL:092-711-4559(直通) FAX:092-733-5901
メールアドレス: cruiseship.epb@city.fukuoka.lg.jp
- (3) 質問書提出方法
様式3「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。
なお、様式3「質問書」を提出した際は、念のため(2)に記載する電話番号に連絡すること。
- (4) 質問についての回答
回答は、令和7年6月20日(金)に下記の福岡市ホームページ上に掲載する予定
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

5 参加申請・企画提案書の提出

- (1) 提出締め切り
 - ①参加申請書 令和7年6月27日(金) 17時まで(郵送の場合は必着)
 - ②企画提案書 令和7年7月 4日(金) 15時まで(郵送の場合は必着)
- (2) 提出方法
提出先へ(5)の提出書類の原本を郵送(締切日時必着)または、持参し、データは電子メールにて提出のこと。郵送は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(3) 提出部数

①参加申請書 原本：1部

電子データ：1ファイル

②企画提案書 原本：正本1部、副本7部

電子データ：各1ファイル（正本、副本）

※正本には、事業者名を記載し、副本には、事業者名がわかるような記述をしないこと。

(4) 提出先問い合わせ先

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部クルーズ課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:092-711-4559(直通) FAX:092-733-5901

メールアドレス：cruiseship.epb@city.fukuoka.lg.jp

(5) 提出書類

ア 参加申請書関係

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～④の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申請書（様式 1-1）

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書（法人の場合）

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 委任状（様式 1-2 号）

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式 1-2 号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式 1-3 号)

注) 様式 1-3 号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式 1-4 号)

注) 様式 1-4 号に、代表者および役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式 1-5 号をもとに作成のうえ提出すること。

イ 提案書関係

① 提案書の内容

資料 1「仕様書」、資料 2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 提案書と同時に提出する書類

様式 4「同様又は類似の業務に関する実績」原本：1 部

様式 5「見積書」原本：正本 1 部、副本 7 部

電子データ：各 1 ファイル(正本、副本)

※正本には、事業者名を記載し、副本には、事業者名がわかるような記述をしないこと。

6 提案審査(提案競技選定委員会)

事業者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションはウェブで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが実施すること。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者に Eメールにて通知する。

(1) 日時

令和 7 年 7 月 9 日(水)(予定)

(2) 時間

25 分(説明 15 分・質疑応答 10 分)

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という)にて、事業者から提出された企画提案書やプレゼンテーションを基に、資料 3「評価項目配点表」に基づき審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※7(2)の通り、評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という)にて、下記のとおり審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

(4) 結果通知

令和 7 年 7 月 10 日(木)以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市のホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

7 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「評価項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているか選定委員会の委員が採点を行い、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 最低基準について

以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。

各項目配点の6割かつ、配点総合計の6割・120点に達しないときは、最優秀提案者としな
--

(3) 最優秀提案者の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で、評価項目配点表内の「2 提案内容」の点が最も高い者を契約相手方候補とする。なお、「2 提案内容」が同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

(4) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での選考に基づき最優秀提案事業者を決定し、当該事業者を契約相手方候補者として最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

8 参加の辞退

提案競技参加申込書類を提出後、参加を辞退する場合は、本件の担当者あてに電子メールにて「(様式2) 提案競技参加辞退届」を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

また、企画提案書の提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 その他の留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

10 添付資料

【資料】

資料1 仕様書

資料2 提案書作成要領

資料3 評価項目配点表

【様式】

様式1-1 提案競技参加申請書

様式1-2 委任状

様式1-3 誓約書

様式1-4 役員名簿

様式1-5 個人用財務諸表

様式2 提案競技参加辞退届

様式3 質問書

様式4 同様又は類似の業務に関する実績

様式5 見積書

参考 共同事業体協定書ひな形

参考 共同事業体構成団体一覧ひな形

以上